

**K.S.J.**

KAGAWA SHINREN JIHO  
KAGAWA SHINREN KUMIAI RENGOKAI.

# 香川県森連時報

24

平成27年7月発行(年2回/1月・7月)

特集

さぬき  
空港公園  
便り

森は地球の財産です。

**JForest**



特集

## さぬき空港公園便り

さぬき空港公園の指定管理も3年目が終わり、4年目が始まりました。昨年26年度は、グラススキー場の利用実績や公園全体の来園者数、自主事業の収益共に、過去最高となりました。季節を通しては、今まで利用が落ち込んでいた夏場対策として、8月に開催している「真夏の雪遊び」イベントや、暑さ対策としてのドライミストの導入、よしずの設置等の効果により、夏休みなどの長期休暇での利用が増加いたしました。グラススキー場の利用料金は、平成24年度に指定管理を始めてから右肩上がり増加していて、平成26年度は、平成23年度と比較して約40%収益が増加しました。一般来園者数も増加傾向にあり、平成23年度と比較して約10%の増加となっています。平成27年度は、故障中の噴水が再稼働し、また、公園の施設である雲のモニュメントのリニューアル、それに伴うイベントの開催など、PRを兼ねたイベントに力を入れ、来園者数10万人の大台目標を達成したいと考えております。

さて、前述しましたとおり、平成27年度は公園施設のリニューアル等に伴い、それに合わせたイベントを新規に開催しますのでご紹介させていただきます。

ひとつは、8月16日（日）に開催する噴水の修繕完了に伴うリ



ニューアルイベントです。記念広場の噴水施設は、平成25年度より漏水のため稼働停止していましたが、3月に再稼働しました。さぬき空港公園の

噴水は、空港周辺の施設では、水遊びできる最大の噴水施設で、暑くなり始めると多くの利用者に楽しめるスポットです。平成27年度も6月から水遊びを楽しめるご家族連れが増えてきて、目に見えた来園者の増加となっています。イベントでは、噴水の底に色のついた石を3つ集める碁石ひろいや笹船工作教室、水風船釣りなど子供さんに楽しんでもらえるようなイベントを予定しています。

もうひとつは、9月6日（日）に開催予定である記念広場の雲



のモニュメントのリニューアルイベントです。この施設は、モニュメント内に滑り台やトンネルがあるため、一般の来園だけでなく、学校の遠足で来られた子ども達にも大変な人気になっています。現在再塗装工事中で8月中旬に修繕工事が完了予定ですが、リニューアルイベントとしてちびっこオリエンティングの開催を予定しています。

他にも、平成26年10月から一輪車の無料貸出を開始しており、今年度は、日本一輪車協会より講師を招き一輪車教室を開催しました。また、8月2日には、



毎年恒例の「真夏の雪遊び」イベントを開催し、その後もホッカル感謝祭やグラススキー感謝祭、ジョギング講座、昨年度好評であったミニマラソン大会の開催を予定しています。この他、イベント広場の防球ネットも新しく張り替えていますので、より楽しくご利用いただけたと思います。このように、今年度は、リニューアルした施設が多く、また、イベントの開催も多く予定しています。これらを通し、多くの県民の方にさぬき空港公園を知ってもらい、より多くの来園者の方にさぬき空港公園を楽しんでもらえるようスタッフ一同鋭意努力していきます。

## 報告 平成27年度第1回森林組合長会議開催

平成27年5月14日（木） 本会2階会議室において香川県環境森林部神高課長補佐を来賓に迎え、平成27年度第1回森林組合長会議を開催した。会議では系統運動推進委員会を開催したほか、神高課長補佐からは平成29年秋に満濃池森林公園で開催される第41回

全国育樹祭の準備スケジュール等について詳細な説明を受け、開催に向けての協力要請があるなど、今後の森林組合業務運営について活発な意見交換が行われた。



# 報告 第65回通常総会開催



平成27年5月29日午前10時より、県森連2階会議室において、天雲<sup>徳夫</sup>香川県副知事、五所野尾<sup>恭一</sup>香川県議会副議長、宮本<sup>欣貞</sup>川県議会森林・林業・林産業活性化促進議員連盟会長、川田<sup>浩司</sup>香川県環境森林部長、池本<sup>育利</sup>香川森林管理事務所長、樋口<sup>浩良</sup>香川県木材協会会長、尾鷲<sup>一彦</sup>農林中央金庫高松支店四国農林水産環境事業部長、松下<sup>芳樹</sup>香川県環境森林部みどり整備課長をはじめ多くのご来賓の方々のご臨席のもと、第65回通常総会が開催された。

木村会長が挨拶の中で、平成26年度は消費税増税後の反動減により、GDPがマイナス成長となり増税が個人消費を押し下げる実態が鮮明になったこと、政治面では安倍首相が消費税率を10%に引き上げる時期を1年半先送りすると発表し、さらにアベノミク

スの是非を問うとして衆議院を解散し、26年12月に第47回衆議院議員選挙が行われ、その結果定数に占める与党の割合が過去最高となったことを述べ、また県内の情勢については、平成29年に満濃池森林公園において全国育樹祭が開催されることとなり、活力ある緑の造成機運を高め、次世代への連帯を深めるため有意義なことであると述べた。

また、本会では森林・林業を取り巻く情勢が厳しい中で積極的に各部門の事業量確保に取り組むとともに、経費の節減に努めた結果、当初計画を上回る成果を挙げることができ、今後とも会員各位のご協力並びに関係機関のご支援をお願いした。

続いて表彰が行われ、木村会長から表彰状と記念品が贈呈された。

感謝状	千葉 宗和	香川県森林組合連合会
優良職員	西山 茂樹	香川県森林組合連合会
優良作業班員	水口 満	香川東部森林組合

その後来賓の方々よりご祝辞を頂いた。

議事については、議長に三宅義明土庄町森林組合長が選出され、提出9議案すべて可決承認された。

引き続き、本年度で任期満了となる役員の改選を行い、総会終了後直ちに理事会、監事会を開催し執行体制を決議した。(新役員は以下の通り)

## 香川県森連新役員

代表理事会長	木村 薫	理事	田中 邦男
副会長理事	三角 正博	理事	五所野尾恭一
代表理事専務	道久 工	代表監事	井上 喜代文
理事	有馬 督治	監事	眞部 康寛
理事	松浦 可稔	監事	安藤 憲章

## 報告 森林組合役員・職員研修会

平成27年3月17日(火) 本会二階会議室に於いて、県下森林組合の役員・職員を対象に農林中央金庫高松支店四国農林水産環境事業部次長の梶原直樹氏を講師に迎え、コンプライアンス研修を、香川県環境森林部みどり整備課杉山課長から平成27年度当初予算の概要について、また神高課長補佐から本県で開催されることが決定した全国育樹祭の概要についての説明を受けた。引き続き本会森林保険担当北田業務課技師が森林保険について説明を行った後、人権問題研修を行った。



## 報告 香川県漁協青壮年部連絡協議会による植樹活動

平成27年6月13日(土) 香川県漁協青壮年部連絡協議会による竹林伐採跡地の広葉樹植林地(さぬき市)において、漁協青壮年部有志が多数参加して下草刈り作業が行われ、本会からも多数の職員が参加した。

これは近年における瀬戸内海の低栄養塩化による漁場環境の変化により、漁業生産の継続が危惧されていることから、香川県漁協青壮年部連絡協議会が、森林と海の相互関係を重視し、荒廃している森林を豊かにすることにより、豊かな海を取り戻すため荒廃した森林を整備して広葉樹を植え、豊富な栄養が河川を通り海に流れ込むよう、志度湾に注ぐ河川の上流域ということで、平成25年からさぬき市の山林(さぬき市有林)において、侵入竹林を伐採し、その跡地に広葉樹の植樹に取り組んでいるもので、本会もこの活動当初から参加するなど積極的に協力を行っている。

参加者らは植栽したクヌギやヤマザクラを誤って伐採しないよう、長柄鎌や刈払機を使用して慎重に作業を行った。



# 加入してよかった!

## 森林保険

台風、山火事などの災害による森林の損害に備え、森林保険にご加入ください。



「森林国営保険」は、平成27年4月より森林総合研究所が行う「森林保険」に生まれ変わりました。お申し込みは簡単!お近くの森林組合連合会、森林組合にお気軽にご相談ください。

**森林の土地を取得したときは届出が必要です**  
～ 森林の土地の所有者届出制度の概要 ～

詳しくは、所有者となった土地がある市役所・町村役場や、都道府県庁又は出先機関の林務担当までお問い合わせください。

**Q** なぜ届出制度ができたのですか?  
**A** 森林の所有者が分からないと、  
① 行政が森林所有者に対して助言等ができない  
② 事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない  
ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、平成24年4月から森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制度が創設されました。なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

**Q** どのような場合に届出が必要なのですか?  
**A** 個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林\*1の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくとも届出の対象となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出\*2を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

\*1 都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。  
\*2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。  
市街化区域:2,000㎡ その他都市計画区域:5,000㎡ 都市計画区域外:10,000㎡

**Q** どのように届出を行うのですか?  
**A** 所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。

作成：林野庁森林整備部計画課 電話(代表)03-3502-8111(内線6144)

**Q** どのような届出書を提出するのですか?  
**A** 届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出して下さい。  
① その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大きな位置を記入)  
② その森林の土地の登記事項証明書(写しでもよい)、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類

森林の土地の所有者届出書

届出年月日

届出者氏名 姓 名 印

住所 住 所 印

届出人 氏名 氏名 印 (法人にあっては、名 印及び代表者の氏名)

電話番号

表のとおり新たに森林の土地の所有者となったため、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

届出地の地目	届出地の位置	取得年月日
1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
13	14	15

備考欄

※ 届出書の様式は、市町村役場などに備えられています。

**Q** 届出を出さないとならぬのですか?  
**A** 届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。

森林所有者となった方は、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の造林の事前届出、1ha超の林地開発を行う場合は知事の許可が必要です(保安林では、立木の伐採等及び土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です)。

**全国森林組合連合会 人権問題啓発推進事業** **森林組合系統組織を挙げて取り組もう人権問題**  
一人権問題の啓発推進に取り組むこととなる基本事項一

- ★人権問題の取組に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などへの偏見や差別を除去することを内容とする国民行動計画の趣旨を踏まえ、それぞれの分野において自らの問題として積極的な役割の発揮を努めること。特に、同和問題の早期解決は人権問題の重要な柱であることに留意すること。
- ★職員採用に際し、戸籍謄本等プライバシーに係わる書類の提出を求めることはできません。
- ★人権問題の啓発推進に当たっては、職場内検討会を実施する等により、役職員一人一人が人権意識を高め、他社の価値を尊重する意識・態度の涵養が図られるよう創意工夫すること。
- ★森林組合、県森連等の長は、人権問題啓発推進担当者(総務担当部署において人権問題啓発担当の責任を有する者をいう。)又は人権問題啓発推進担当部署が活動できるような環境整備に努めること。

あなたがこの気づかいをぜひ大事です。

みんながやさしい人権問題。

人権

